

自動車事故報告規則第二条に規定する事故の統計

国際自動車株式会社 新宿

項目	2016年度	2017年度
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起し、また、踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触した事故	0 件	0 件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償施行令第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けたものをいう)を生じた事故	0 件	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じた事故	0 件	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった事故	0 件	0 件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなった事故	0 件	0 件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した事故	0 件	0 件
総 件 数	0 件	0 件